

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

神奈川県弁護士会のSDGs 第4回

なぜ、SDGs?

「弁護士会がSDGsに積極的に取り組む」と聞いて、会員の皆様はどんな感想をお持ちになるだろうか。

「流行りものではないか」「弁護士会が発信する必要はないのではないか」といったマイナスのイメージをお持ちになる方もいらっしゃるのではないかと。実は、私も最初

「承知の通り、SDGsとは「Sustainable Development Goals」という言葉で表される17の目標を達成するための169のターゲット(具体的な目標)が設定された。



※国際連合広報センターホームページより引用
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/

世界では、貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別、人や国の不平等、環境問題、紛争など、様々な問題に直面していることから、こうした地球規模の問題を解決するために、「誰一人取り残さない」という理念の下、SDGsすなわち、17の目標とそれを達成するための169のターゲット(具体的な目標)が設定された。

現在、SDGsという言葉を見ない日はないほど、多くの団体、市民の皆様がSDGsは浸透しており、企業がSDGsへの取り組みに資するサービスや商品を提供することができればビジネスチャンスにもつながる世の中になった。他方で、「SDGsウォッシュ」とも問題視されている。その中において、当会各委員会、会員が行ってきた活動は、一つ一つ、真のSDGsと言えるのではないか。他士業

2022年度
関東十県会夏期研究会のお知らせ
日時 2022年8月27日(土) 13時30分~17時
場所 ホテルオークラ新潟
※会場参加とZoomによるオンライン参加を併用しての開催です。

市民目線から見た 当会の活動

広報委員会副委員長 堀口 憲治郎

市民会議

3月9日、当会会館において本年度第2回目の市民会議が開かれた。市民会議は、当会の活動に対して弁護士会外部の市民の皆様から率直なご意見を伺い、それを当会の今後の活動に活かすという目的で、開催されている。

今回の「法教育に関する弁護士会の取組み」「刑事弁護に関する弁護士会の取組み」という二つのテーマが議題とされた。

一番目の法教育に関する議題については、当会の説明協力員(法教育委員会)から、法教育とは法的なものの方や考え方を身につけてもらうための教育(「法学」教育ではない)であるとして、神奈川県下の学校への出前授業、模擬裁判授業、

裁判傍聴会などの活動が紹介されるとともに、授業前の学校との打合せが必須になる場合であってもその部分については費用が出ず特に若手委員には負担が大きい、法教育に関する弁護士会の活動が現場の教師にまで届いていないことがあるなどの問題意識が示された。

これに対して市民会議委員からは、①行政からの補助制度の利用を検討すべきである、②PTAなど地域とのつながりの中で広報をすべきである、③例えばパンフレットに法教育を受けた実際の生徒の声を書くなどして学校側に成果をフィードバックすれば自ずと現場の教師にも法教育の活動が伝わるのではないか、などの意見が出された。

も含めた様々な団体が、SDGsを高くに謳っている中で、長い間、SDGsに資する活動を行ってきた私たちが黙っていいよいか、という問題意識もあり、このようなテーマを設定させていただいた。

今こそ、SDGsを共通言語として、当会、各委員会、会員が取り組んできた誇るべき諸活動を、より一層推進するチャンスの時だと思ふ。

会員の皆様におかれては、是非とも、ご協力をお願いする次第である。(副会長 波田野 馨子)

二番目の刑事弁護に関する議題については、当会の説明協力員(刑事弁護センター運営委員会)から、逮捕直後の被疑者に対する弁護活動、勾留後の国選弁護活動

に対する弁護士会の支援態勢、知的障害者等の更生支援を福祉専門職と協同して実現することの報告がなされた。弁護士会が一部を負担している弁護報酬や福祉専門職の費用につき国の適正な費用負担を実現すること、知的障害・発達障害に関する関係各署や社会の理解を得ること等についてはまだまだ課題が残っている。これに対して市民会議委員からは、①国に対して一層の弁護報酬の増額を求めていくべきであり、そのためには弁護士会から社会に対して刑事弁護に関する情報を積極的に発信していくべきである、②国だけではなく自治体からの支援も考えられる、③知的障害者の弁護については福祉団体との連携が有効である、などの意見が出された。

市民会議は年に2回程度開催されている。委員会等で取り扱ってほしい議題があればぜひ広報委員会にご一報いただきたいと思います。(山口 陽)

神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり
大学三年生の頃、ミステリーを書いてみようと思いついた。プロットを作り、書き始めて数十頁に達した。しかしそこで行き詰まりを感じ、法科大学院入試などの進路を考えるのに迫られたこともあって、「執筆」は途絶してしまつた。その後、司法試験やら仕事やらを言い訳に、書きかけの原稿は長らく更新されないファイルとして、今もパソコンの中に眠っている▼昨年の年明け、ミステリー作品のコンテストで、ある弁護士の書いた作品が大賞を受賞したというニュースに接した。数日後の仕事帰りに、著者の写真付きのポップを書店でふと見つけ、眺めながら思った。負けたな▼一つの作品を完成させるだけでも賞賛に値するが、のみならず特に優れたものを作れることに、感嘆を覚えずにはいられなかった。自分より遙かに努力も積んだのだろう。その本は今年になってテレビドラマ化され、全国的に放送されるに至つた▼月曜夜9時にテレビ画面を見ながら、ぼんやりと考えた。パソコン内のファイルは、やはり眠ったままでよいのかもしれない。書くことに時間を費やしても、優れた作品を読む時間が減ってしまうだけだろうか。

司法から見た神奈川の150年 第11回

関東大震災後の流言と司法

関東大震災の被害が甚大であった横浜では、家を失った多くの市民らが不安におののいていた。そうした中で、流言が飛び交った。

横浜市史第5巻下79頁は「横浜市警察署管内では、すでに9月1日午後7時頃『鮮人約200名襲来し、放火・強姦、井水に投毒の虞ありとの浮説』(現代史資料6(みすず書房)64頁)が流れ、2日正午頃までには瞬く間に横浜全市・東京全市に伝わった」と書く。

「横浜地方裁判所震災略記」の中でも、震災で亡くなった小野廉平検事の妻房子氏が、9月1日夜、土地の青年団が「鮮

人が三百名ほど火つけに本牧にやってきたさうだから、物言って返事しないものは鮮人と見なして殺してもよいとの達しがあつたと叫び触れてきた」と書く。

横浜市史前掲81頁は、2日、戒厳に関する勅令が発せられ、横浜市に約400名の軍隊が派遣され、軍隊と自警団により京浜間で約1000人から2000人もの朝鮮人が殺害されたと書く。

流言の張本人と伝えられたのが立憲労働党総理を名乗る山口正憲であり、山口とその仲間である震災救護団メンバーらが強盗罪で起訴された。この事件では、当会

本重治、渡邊漸、渡邊治、津井護士が弁護人となり、長岡熊雄判事が審理を担当した。この裁判は横浜貿易新報に詳しく報じられたが、山口を流言の張本人とする証言はなく、むしろ、警察官の誤導による苛烈な自白の強要が法廷で明らかにされた。

ある相被告人は、取り調べの時に、「山口は銃殺されたのだから男らしく白状してしまえと言われた」と供述し、別の相被告人は「山口は銃殺された、お前たちも鶴見川の河原で銃殺されるのだと徹しい取り調べを受け、心にもない自白をした」

山口は、「憲兵隊長が東京から来て戒厳司令部で君を社会主義者または革命主義者と誤解しているから、これを解くために同道してくれと自動車に同道してくれと自動車で東京の憲兵隊に連れられ、銃殺されんとした……が、その頃、大杉栄を絞殺した甘粕大尉も私の部屋に来て、君のような有為の人物が国家のために働いてくれるのは力強い、自愛自重してくれ」と語り、しばらくして憲兵隊の手を離れたから釈放されるものと思っただが強盗という忌まわしい罪名の許に拘禁される」と目に涙を浮かべて法廷で述べた。

大正13年7月22日、長

岡裁判長は、山口に懲役2年執行猶予3年の判決を言い渡した。山口が、朝鮮人の来襲などと演説したこと等は認定されなかった。司法は、法の支配を貫くことで社会の混乱の沈静化に寄与したと言えるだろう。

それにしても、99年前、関東大震災直後の横浜市に事実ではない流言がなぜ流布されたのか。多くの朝鮮人の方々が殺害されるという究極の人権蹂躞事件が起きただけに、なぜ、どこで流言が始まり、どのように広まり、どのように被害が行われたのか、当時の政府、軍と社会の問題性を問い直すべきだろう。この問題は決して過去のことで

改正の一つ目のポイントは、新たな裁判手続非訟手続の創設です。具体的には、①各プロバイダに対する発信者情報開示命令、②コンテンツプロバイダ(ウェブページ)からアクセスプロバイダ(いわゆるプロバイダ)への発信者情報の提供命令、③アクセスプロバイダへの発信者情報の消去禁止命令が一度の非訟手続で完結することとなります。被害者が発信者を特定するために必要な手続が一度の非訟手続で完結するため、迅速な解決が期待されています。

②については、コンテ

法廷技術研修

圧巻の法廷技術

5月21日(土)・22日(日)の両日、日弁連刑

事弁護センターより加藤梓弁護士、古橋将弁護士、佐々木さくら

後、早速プレインストーミングが行われた。受講者は、教材記録から、弁護人にとって有利な事実・不利な事実を口頭で次々と列挙し、事実を有利(不利)と考えた理由、どうすれば不利な事実

逃さぬよう講義にくらいついていた。その後、約3時間にわたり反対尋問の実演が行われた。自己矛盾供述弾劾の実演をした後、教材記録に即しての実演を行った。

続いて、最終弁論の講義と実演を行った。講師は受講者のどんな弱点も見逃さず、様々な視点から妥協のない指摘が最後まで続いた。受講者の実演には、この2日間で学んだ多くのことが織り込まれていた。

今回のセキュリティ関係の記事ではありませんが、令和3年4月28日に改正、公布されたプロバイダ責任制限法について改正のポイントをご紹介します。

連の記事ではありませんが、令和3年4月28日に改正、公布されたプロバイダ責任制限法について改正のポイントをご紹介します。

古橋弁護士の話を傾ける受講生

1日目は、当会の豊島健司刑事弁護センター運営委員会委員長の開会の挨拶の

2日目は、反対尋問の講義から始まった。前日の疲れも見せず、受講者は、講師の言葉を一言も

縮めくくりには講師による弁論デモが行われた。その卓越した圧巻の弁論技術に一同は感銘を受け、かけがえのない2日間を終了した。

(会員) 丹羽 明子

今回のセキュリティ関係の記事ではありませんが、令和3年4月28日に改正、公布されたプロバイダ責任制限法について改正のポイントをご紹介します。

改正の一つ目のポイントは、新たな裁判手続非訟手続の創設です。具体的には、①各プロバイダに対する発信者情報開示命令、②コンテンツプロバイダ(ウェブページ)からアクセスプロバイダ(いわゆるプロバイダ)への発信者情報の提供命令、③アクセスプロバイダへの発信者情報の消去禁止命令が一度の非訟手続で完結することとなります。被害者が発信者を特定するために必要な手続が一度の非訟手続で完結するため、迅速な解決が期待されています。

②については、コンテ

今回のセキュリティ関係の記事ではありませんが、令和3年4月28日に改正、公布されたプロバイダ責任制限法について改正のポイントをご紹介します。

改正の一つ目のポイントは、新たな裁判手続非訟手続の創設です。具体的には、①各プロバイダに対する発信者情報開示命令、②コンテンツプロバイダ(ウェブページ)からアクセスプロバイダ(いわゆるプロバイダ)への発信者情報の提供命令、③アクセスプロバイダへの発信者情報の消去禁止命令が一度の非訟手続で完結することとなります。被害者が発信者を特定するために必要な手続が一度の非訟手続で完結するため、迅速な解決が期待されています。

②については、コンテ



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 34

プロバイダ責任制限法改正

ネットプロバイダとアクセスプロバイダ同士で直接必要になる情報をやり取りして発信者を調査することになります。両者がどの程度連携をとってしっかりと調査をしてくれるかがまだ分かりません。ヤフーなどの国内法人は連携調査に協力的であることが予想される反面、ツイッターなどの海外法人がこれに協力してくれるかは不透明です。

二つ目のポイントは、開示請求を行うことができる範囲等の見直しです。これまで開示の対象となる通信は「当該権利の侵害に係る発信者情報」とされてきました。これは、個別の書き込みごとにIPアドレス等が記録される従来の電子掲示板では問題ありませんが、いわゆる「ログイン型」といわれるTwitter

terやFacebook等のSNSサービスは個別の投稿ごとのIPアドレス等は記録されず、サービスにログインした際のIPアドレス等しか記録されません。そのため、ログイン時の記録が侵害に係る発信者情報と言えることが問題となっていました。

この問題を解決するために、新たに第2条7号と第5条2項により、「開示関係役務提供者」に侵害通信を媒介したプロバイダのみならず「侵害関連通信」の媒介者も含むこととし、請求対象の範囲を拡大することになりました。一方で、権利侵害明白性の要件について、仮処分申立段階でどのように立証すればよいかなど、課題を残す部分もあります。

(会員) 大谷 耀

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスを。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトク!

一生もらえる年金を上乗せできます!

人生100年時代の「プラス年金」

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階 http://www.bknk.or.jp/

常議員会とSDGs

会員 佐藤 修身 (36期)

常議員会
の
いま

常議員は今年度で8期連続、通算10期以上と、恐らく当会でも十指に入るのではないかと。おまけに、ここ数年は、期が最古参になってしまった。では、なんのためにここまでやっているのか？若手会員に席を譲ったかどうか、という声もある。

議員になってから。例えば、数年前の会長の厚生年金加入問題にしても然り。白熱した議論が戦わされたというものの、結局は執行部案が可決されてしまった。150年となるとうるるの当会始まって以来と思うが、断腸の思いで、会相手に提訴せざるを得なかった(その結果は当会にとどまらず、日弁連会長にまで波及したオマケもあった)。

4月の自己紹介で「執行部を支える」と挨拶した若手常議員もいるが、副会長が会長を支え、副議長が議長を支えるのは良しとして、これでは常議員会の存在意義・常議員としての立場を理解しているのか、悩みは尽きない。

生涯現役。夢は第2の三浦雄一郎！

頭痛の種がとれ、常議員会決議(会長声明(談話)、勧告など)が世間の常識と一致することが、私の夢でもあり、SDGsなのだ。

執行部任せで会務に無関心な多数会員の意識改革と常議員選出方法の改善が必要ではないか(今年度に限らず、最近はずっと定員に満たない年もある)。

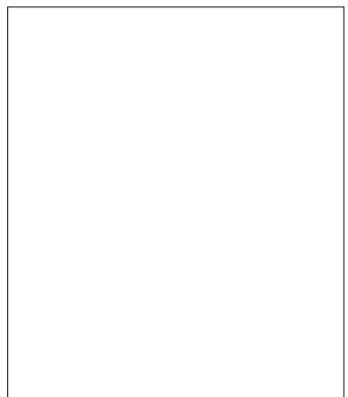
理事者室 だより オフィスカジュアル 始めました

副会長 関本 和臣

オフィスカジュアル：要は、スーツのような堅明らかな定義はないが「スーツほどフォーマルではないけれど、ビジネスの場でも通用する服装」。

(省エネ、省CO2を図る取り組み)として2005年より始まったクールビズは、今ではすっかり定着している。当会においても女性職員については比較的自由な服装で執務しているが、なんと男性職員に関しては、上着とネクタイを外しただけ。なんとも不自由(？)なものである。

さらには、クールビズ・ウォームビズを推進し、エアコン等の過度な使用を抑えることによる環境負荷低減にも資するものである。SDGsを通じて人権擁護と社会正義の拡充を目指す高岡執行部において、オフィスカジュアル導入は、「働きがいも経済成長も」(目標8)「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」(目標7)を具体化する第一歩である。



「えっそうだったの？」ということがある。その一つが当会事務局男性職員の服装。地球温暖化対策の一環として、冷房が同じ温度で設定されているにもかかわらず、暑いと感じる人もいれば寒いと感じる人もいます。暖房ももちろん。個々の事情に応じた柔軟な服装を選択し、一人ひとりが動きやすい軽装で働けるということ。は、身体的・精神的なストレスを軽減し、職員の働きやすさを向上させ、最後に、服装だけでなく様々な面で県民の皆様から身近に感じていただけるよう、堅苦しくなく、接しやすいくシンプルな存在でありたいと思いつつ、3か月目に突入する。

連
載

BC級戦犯 横浜裁判

第1回

「法廷の星条旗その2」に向けて

会員 間部 俊明

「法廷の星条旗」(日本評論社)を出版してから18年が経過した。1945年12月から約4年をかけて、米第八軍が横浜地

方裁判所を接收して行ったBC級戦犯裁判横浜裁判を調査研究したこの本は、各方面で紹介され、今も、取材が絶えない。

第2期委員会を立ち上げ、調査を再開し、本年4月から3年目の活動に入った。

当会の先輩が担当した事件を中心に、現場が横浜である51号事件や「法廷の星条旗」を読んだ高齢の女性から「自分の夫がBC級戦犯で絞首刑を言い渡されて処刑されたが納得できないので調べてほしい」と当会に連絡

があつた150号事件などを調査している。これらの調査結果をまとめた「法廷の星条旗その2」(仮題)の出版を考えているが、まずは、弁護士会新聞に、担当者による連載を掲載することにした。中間報告のような連載であるが、まずは会員に読んでいただきたい。

「法廷の星条旗」(日本評論社)を出版してから18年が経過した。1945年12月から約4年をかけて、米第八軍が横浜地

方裁判所を接收して行ったBC級戦犯裁判横浜裁判を調査研究したこの本は、各方面で紹介され、今も、取材が絶えない。

第2期委員会を立ち上げ、調査を再開し、本年4月から3年目の活動に入った。

当会の先輩が担当した事件を中心に、現場が横浜である51号事件や「法廷の星条旗」を読んだ高齢の女性から「自分の夫がBC級戦犯で絞首刑を言い渡されて処刑されたが納得できないので調べてほしい」と当会に連絡

があつた150号事件などを調査している。これらの調査結果をまとめた「法廷の星条旗その2」(仮題)の出版を考えているが、まずは、弁護士会新聞に、担当者による連載を掲載することにした。中間報告のような連載であるが、まずは会員に読んでいただきたい。



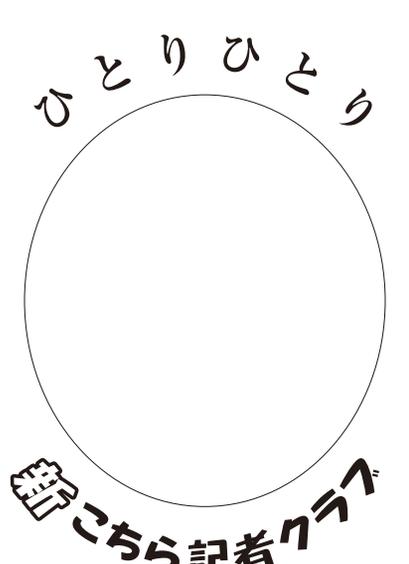
2004年7月出版

2020年4月に

2020年4月に

2020年4月に

2020年4月に



ひとりひとり

「No More Now ar」私が今回の原稿を書いている5月に発表された曲の歌詞だ。5月はロシアとウクライナによる戦争は続いている。長引くコロナ禍では、屋外でのマスクの在り方について注目された。また人気が下がった。また人気が下がった。また人気が下がった。

そんな5月にリリースされたのが冒頭の曲。作詞は桑田佳祐さん。ほかに「この頃平和」という文字が靡げに霞んで見える。「力の弱い者が夢見ることさえ拒むと言っのか」などの歌詞が並ぶ。そして「この世に大切なひとりひとり」が居て」という歌詞が

これらの言葉に続く人数を耳にする日常となっているが、それは同時に大切なひとりの命が亡くなっていることとなる。それも複数の命が。いま私たちが伝えたい。私にそれらを伝えることが1つのすべきことなんだと思う。7月に少しでも明るい話題が増えていることを願いたい。

(テレビ朝日) 藤原 良太

長 の二チベンの日常 2年の旅の果てに

最終回

会員 畑中 隆爾

横浜から霞が関界隈に赴き、日弁連事務次長なる職務に携わり、5月末で2年の任期が終了した。目まぐるしい毎日。自分というラミネートチューブをぎりぎり絞りながら、螺旋階段を登り続け、どうやら終点に辿り着いた。あまりに色々なことがあって、今となっては夢だったかのようだった。事務次長は、多くの担当委員会を抱え、常時その動きを把握していなければならない。日弁連としての意見書や会長声明等を発出しようというとき

きは、文案を修正し、正副会長会や理事会に議案として出せるよう仕上げていかねばならない。私は消費者、憲法、公害・環境、刑事等の委員会を担当したので、意見書や会長声明等の負担が極めて重かった。数えたところ、2年間で54本の意見書と33本の会長声明等の作成にコミットした。よくやった。

対外的には、法務省ほか官庁との連絡・協議の仕事が結構あり、国会議員との面談への同席も多かった。これらにより立

法過程等を知ることができたことは、貴重な経験であった。また、事務次長は、日弁連という機構の中で管理職の立場にあるので、職員に関する諸事項に対応するのも主要業務だった。企業勤めをしたことがない私にとって、これも得難い経験であった。毎日朝から晩までの霞が関生活、電車の中でも資料やメールのチェック、週末も起案という感じで、思い切り忙しかった。それでも日比谷公園の四季を愛でるなどさ

がら、どうにかやってきた。2年前の就任早々の朝、日比谷公会堂の前で2m級のヘビを見て驚いたのだが、退任間際の朝、そのことを思い出しながら同じ辺りを歩いていると、そいつがまたいきなり目の前に現れた。瑞兆。神の使いのお見送りだろうか。全てに感謝しつつ、今2年の旅の果てに至ったところである。

日弁連会館16階執務室にて

将棋の会の活動 コロナ禍でも着実に

将棋の会 幹事 種村 求



毎年5月に開催していた島朗九段による指導対局将棋会については、長年幹事を務めていた松延成雄会員が幹事を退任したこともあり、今年度はまだ開催されていない。もっとも、コロナ禍にあっても、飯塚祐紀七段をお招きして川崎で開催している将棋指導会については、変わらず2か月に1回のペースで開催している。

将棋の会の有志で、5人1組の団体戦である職域団体対抗将棋大会に継続的に参加するようになってきている。同大会はコロナ禍で中止が続いているが、本年4月には代替大会として3人1組の団体戦である「職域団体交流将棋大会」が開催され、筆者を含め当将棋会の有志も参加した(筆者自身はSAクラスで2戦2



職域団体交流将棋大会@アリーナ立川立飛

敗。うち1局は必勝の将棋だったにもかかわらず自ら転んで大逆転負けと良いところなし……。本年5月には、日本将棋連盟外部理事の自宅で開催された、同連盟会長である佐藤康光九段自ら指導対局をされるという贅沢な将棋会にも、将棋の会の有志が参加した(筆者は角落ちでの対佐藤康光九段戦には完敗……)。筆者自身の将棋の内容は残念な感じとなっていて最近の勉強不足を痛感するものの、コロナ情勢もやや落ち着き、仲間内でわいわい言いながら将棋を指すのは楽しい。将棋の会には是非とも参加したいと願っている。

編集後記

別府の血の池地獄を訪れた時のこと。ふと植え込みを見ると黒い虫がせつせつと鉢状の穴から砂を運び出していた。これはもしかして蟻地獄かもしれない。思いがけない地獄の共演に心を躍らせた。改めてよく見ると黒い虫の正体はクロナバチであった。弱いなながらも毒針を持つ虫である。掴まなくてよかった。我が身の幸運を噛み締めた次第である。

千歳 博信
鈴木 健
越川 純哉
古西 達夫
香川 志野
山口 陽
渡邊さち穂
若林 将大

私の赤い

会員 荻野 貴史

私の挑戦

私の趣味をご紹介させていただきます。私の趣味は、「走る」ことです。私が弁護士となった約4年半前からほぼ毎朝10km程度の距離を走っています。なぜ走るのか、その理由には私にもよくわかりませんが、一度始めたらやめるにやめられず今日まで走っています。全国各地で行われるマラソン大会にも参加しており、過去に参加したマラソン大会は、北海道マラソンや東京マラソンがあります。

先日(4月17日)は、長野市で開催された長野マラソンに参加してきました。長野マラソンは、新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年及び2021年の大会が中止となっていたため、今大会は3年振りの開催となります。私は、自己ベスト(2時間45分)の更新を目指し、大会前日から現地入りして、体調を整えて大会に臨みました。

大会当日は、朝5時に起きて準備を開始しましたが、スタート時刻が近づくと、本日に走り切れるのだろうかという不安感が襲われました。それでも、スタート地点に整列したところには、程よい緊張感となっており、スタート後15kmまではリラックスしてとてもいい感じで走ることができていました。

間50分と自己ベスト更新は果たせませんでした。長野マラソンを通じて感じたことは、本番で結果を出すことの難しさでした。もっとも、マラソンのタイムは、思うように結果が出せないからこそ面白いのかもしれない。まだまだ、私は弁護士業務でもマラソンでも自己ベストを更新できると信じていますので、今後も自己ベストへの挑戦を所属するサッカー部に迷惑をかける範囲で続けていこうと思います。

労働保険のお知らせ

令和4年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。

*申告・納付はお早めに

申告・納付期間は **6月1日(水)～7月11日(月)** です。

詳しい内容は [こちらから](#) →



労働保険の申請は便利な電子申請で! 労働保険の電子申請

お問い合わせは、神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課……電話 045-650-2803